一体改革後の税制の課題

金融証券税制を中心として

森　信　茂　樹

はじめに

皆さん、こんにちは。今紹介いただきました森信です。お招きいただきまして、ありがとうございました。

私、先ほど紹介がありましたが、役所を退官して以来自分で小さなシンクタンクをつくって、いろいろな税制を提言してきました。例えば、今紹介がありましたが、給付付き税額控除という制度。当時は誰も理解してくれなくて、名前もダサかったので注目を浴びませんでしたが、去年から今年にかけてのいろいろな議論で大分世の中には浸透しました。

それから、主税局勤務時以来、二元的所得税、金融所得をまとめて一つの所得分類にして損益通算を可能にしたうえで単一税率で課税する。そのかわり金融所得の経費も認める、勤労所得については累進税率を課す、という提言もしてきました。金融所得一体課税については、金融庁の税制調査会などで中身を詰めてきました。大塚耕平副大臣のもとでやっていたのですが、突然人事異動

があって、今はもうこの話はどうなったのだかよくわかりません。しかし、そろそろ二元的所得税とか金融所得一体課税とかの話が出てくる時期だと思いますので、きょうはその話もしたいと思います。

一、一体改革後に残された税制の課題（概観）

最初は、一体改革の残された課題から少し入っていきたいと思います。

ここにいろいろな課題が書いてあります（本文末資料二ページ）。

残された課題として最大の話は、逆進性対策。低所得者対策と呼んでいますが、これを軽減税率で対応するのか給付付き税額控除か。民主党は給付付き税額控除で行く予定でしたが、公明党の意向を受け、結果的には軽減税率と給付付き税額控除が両論併記になり、この秋口からどうするかを決めることに法律上はなっています。給付付き税額控除とはどんなものか。三年前にこの場でお話をしたのですが、改めて後で触れたいと思います。

次に、年末にかけての税制の課題に触れたいと思います。

増税は、所得税と相続税が予定されています。所得税増税は、公明党が入って三党合意ができたために、より厳しい記述になっています。消費税増税時には所得税も相続税も増税するということは、民主党政権化では既定路線で、自民党もこの路線には異を唱えていませんので、基本的には増税の方向で議論が行われるのではないかと思います。もっとも、三党が多数をとればという前提です。

減税もあります。消費税の引き上げに伴う住宅の落ち込みを防ぐための住宅取得税額控除の拡充とか、自動車の重量税や取得税の廃止・軽減といったものが議論になると思います。

それから、金融所得一体課税。これは御承知のように公社債に対する課税方式を変更して金融商品の損益通算の範囲を拡大する。

実は、それとセットなのですが、下に書いてありますいわゆる日本版ＩＳＡ。つまり、税率が上場株式の配当とキャピタルゲインについて一〇％に軽減されているものを十三年末に本則の二十％に戻す。自民党時代にその激変緩和として日本版ＩＳＡがセットされたわけです。その方向を踏まえつつ、具体的な話が始まるわけです。実はそのときに、これも後でいたしますが、日本版ＩＲＡという案も出てきておりまして、この辺がこれからどうなるかというところが私としては興味があります。

最後に、国際的なコンテキストで今話題になっております金融取引税、あるいは金融資産への課税、あるいは金融機関への課税といったものが今後議論になる可能性がないわけではない。我が国はどうすべきかという私見を述べたいと思います。

盛りだくさんなのですが、よろしくお願いします。

二、三党協議

（所得税について）

最初に三党協議（資料三ページ）。

所得税について政府案は、課税所得五千万円以上について今所得税は四〇ですが、これを五％上げて四五％にするという内容だったわけです。こ

れを三党合意では、公明党の三千万円から五％引き上げましょう、五千万円超については一〇％引き上げましょうという案を踏まえつつ検討を進めるとなっていますから、より厳しくなる可能性が出てきました。最高税率を一〇％も引き上げるのはいい考え方ではないと思いますが、政治的にどうなるか。

（資産課税について）

三党合意は相続税について、「具体化に当たっては、バブル後の地価の大幅下落等に対応して基礎控除の水準を引き下げる等としている今回の政府案を踏まえつつ」と書いてあります。要するに、バブルのときに控除を拡大し負担を軽減したのですが、バブルが崩壊して地価が下がったのでそれを元に戻すべきではないか、これが政府案です。それを踏まえつつ検討するとなっていますから、相続税は税負担の増加ということについて三党でそれほど異論はないのではないかと思います。

（消費税率引き上げの検討課題について）

消費税について（資料四ページ）。給付付き税額控除、それから軽減税率についてどうするのか総合的に検討しましょうとなっています。最初にこの話から入ります（資料五ページ）。

軽減税率の問題点は、大きく分けて三つあります。

逆進性対策として効果がないのではないか。なぜならば、お金持ちのほうがより軽減額が多くなるわけです。後でグラフをお見せしますが、軽減税率を入れた前と後を比べますと、逆進性という今一番問題になっている論点は、軽減税率では解消されません。

二番目は、何をもって軽減の対象とするのか。この線引きが大変です。食料品をどこまでやるかは決めの問題です。私が一番大変だと思うのは、食料支出とサービスとが一体化した取引、一番典型例はマクドナルドやダンキンドーナツ、それからデパ地下にあるようなイートイン。軽減なのか、レストランサービスなのか。かつて中曽根さんのときの売上税のときは、椅子を置いたらレストランサービスということで法令案ができていました。

これがなぜ大変かというと、消費税、付加価値税というものが導入された一九六十年代のフランスには、そういった業態はありませんでした。マクドナルドもダンキンドーナツもありません。だから、食料品とレストランサービスは明確に区分できたのだと思いますが、今のようにそこが不可分一体になっている中で、その後にこういう制度を入れようということになりますと、大変難しい問題が起きるのではないかと思います。

御存じの方もいるかもしれませんが、カナダではドーナツを六個以上買うと、ここで食べることはないということで軽減税率です。五個以下だとここで食べる可能性があるというので、レストランサービスになっています。このように、外形的な基準で判断するしかないのです。

それより大変だと思うのは、軽減分だけ減収になるので、一体改革のスキームを維持するには、その分どこかで財源を調達してこなければならないという点です。食料支出は普通の人の消費支出の二割程度ですから、二割が一〇％と五％の差額の五％となるので一％分、税収が入ってこなくなるわけです。一％というと二・五兆円で、社会保障・税一体改革のスキームが崩れてしまうのです。同じ財源を確保しようとすると、標準税率を

一％を〇・八で割った一・二五％上げないといけなくなる。あるいは所得税を上げるのか。それも難しい。こういう問題があります。

これから私がお話しします給付付き税額控除というのは、低所得者の食料支出に対して消費税率引き上げの五％分だけ返していくので、決して大きな財源はいらない。いろいろな計算がありますが、最大でも数千億円で済む。二千億円でもできるし、三千億円でもできるというものだと思います。

三、給付付き税額控除

（米国の給付付き税額控除）

（資料六ページ）、この制度の原点は、フリードマンの負の所得税です。低所得者対策として減税をする場合、税金を払っていない人には効果がないので、減税相当分を給付してはどうか、その際勤労を条件とすることによって、モラルハザードを防ごうという考え方による制度です。

アメリカの給付付き税額控除は、富士山の形で、子ども二人以上の世帯を例にとりますと、勤労により所得がふえると給付がふえていく。一万ドル稼ぐと四千ドルぐらい給付がくる。所得が増えていくと給付が少なくなる。所得四万ドル弱でこの制度は終わるわけです。富士山の部分がリファンドされる金額です。これにより、生活保護を受けるより働いたほうがいい、失業手当を受けるよりも働いたほうが得だという、勤労インセンティブができる。アメリカ、イギリス、ヨーロッパではほとんど入っています。

（給付付き税額控除の四類型）

四つの類型（資料七ページ）。これは私がつ

くった類型です。

勤労所得に応じて減税と給付を組み合わせる勤労税額控除、Earned Income Tax Credit といいますが、これはクリントンとブレアがワークフェアということで入れまして、大成功しました。ブレアは「第三の道」としてこの制度を導入した際、「セーフティネットからトランポリンへ」という有名な言葉を言っています。「かつての労働党がやったようなセーフティネットを張り巡らすような政策が、財政赤字を生み、保守党に政権交代する原因となった。われわれニューレーバーは、セーフティネットを張り巡らすことに変えて、人々に労働インセンティブを与えるトランポリンを整備するのだ。」と。

児童税額控除とかいろいろありますが、第四類型として、カナダが消費税逆進性対策としてこの税制を使っているので、それを参考にすべきというのがわが国の議論です。

（カナダの逆進性対策税額控除）

「給付付き税額控除」というややこしい名前がついていますが、実はシンプルです（資料八ページ）。

カナダのＧＳＴクレジットは、一人当たりの食料支出額を計算して、それに消費税率を掛けて低所得者に「定額で」返すのです。三百万円以下の家庭に対して、一人当たり二万円ぐらい返していく。所得制限がついている日本の児童手当とそれほど変わりません。ただ、単身者だけはさっきも言いました勤労インセンティブが入っています。

財源もそれほど多くかかりませんし、給付も簡単です。軽減税率のややこしい話はなくなってくる。これを導入したらどうかと私は数年前からいろいろ言っていました。それが、今回、民主党

案・政府案となったのです。

（所得階級別消費税負担割合）

これ（資料九ページ）は、国会で前原さんが野田総理に質問するときに使った図です。どういうものかというと、所得階層ごとに消費税の負担割合を並べたものです。

一番上の線が消費税が標準税率一〇％のみの場合で、線は右肩下がりになっています。つまり所得が低い人ほど家計に占める税負担の割合が多いのです。これが消費税の逆進性を表しています。その下の線は食料品に軽減税率を適用した場合のものです。やはり右肩下がりで逆進性があることには変わりありません。

右に上がっている線は、一定の前提を置いた給付付き税額控除を導入したものです。実際にはいろいろなバリエーションが考えられます。

これを見ると明らかなように、年収五〇〇万円までグラフの線は右肩上がりになり、逆進性が解消されています。

このように「給付付き税額控除」は逆進性の解消に極めて有効です。またこの制度をうまく活用すれば、若年層の勤労意欲の向上や生活保護費の効率化、少子高齢化対策やワーキングプア問題にも活用できるのです。なぜなら、勤労所得に応じて給付額を少し増やしていくように設計すればよいのです。実際カナダの制度はそうなっています。不正受給があるのではないかという懸念がありますが、カナダ型のシンプルな制度では、不正受給は限定的です。

（給付付き税額控除の課題）

ただ、これにはマイナンバーが要ります（資料一〇ページ）。この制度は、世帯単位で考えます

から、名寄せをする必要がある。例えば、世帯で合わせた所得が二百万あるいは三百万円以下の人に一世帯当たり五万円返していくといった制度ですから、どうしても名寄せをする必要がある。

（マイナンバー）

そこで次の課題として、マイナンバーの話に移ります。

私はマイナンバーについて数年前からいろいろ提言してきております。金融財政事情研究会からも「マイナンバー」という本を出しております。

臨時国会が開かれれば、法案が成立するでしょう。ただマイナンバー法は、番号制度というハードウエアをつくるだけで、どう使うかというソフトウエアは、これからです。年末にかけて、どのような情報を番号付きでとっていくのかという議論がこれから始まるわけです。

給付付き税額控除を逆進性対策として導入するためには、世帯の所得情報が必要です。加えて、所得は少ないけれども、金融資産がたくさんあって、利子所得がたくさんあるという人は当然排除すべきではないかと言われています。特定の金融資産を持っている人を排除するような仕組みにしないと逆進性対策、低所得者対策にはならない。皆様方御承知のように、我が国の利子所得は、今源泉分離課税という世界に類を見ない、ある意味では極めて効率的な税制になっているわけです。発生した段階で二〇％金融機関が徴収して税務署に納めますから、誰が幾らトータルとして払ったかは税務署が知る必要がないわけで、支払い調書が税務署には行かないわけです。しかし、それだと、所得は年をとった夫婦合わせて百万円しかない。けれども、銀行には一億円の金融資産があって、その利子で生活している、そういう方を制度

の適用から排除しようにも区別しようがありません。そこで、源泉分離課税から税務署に情報が行くような申告分離課税にする必要がある。もっとも、申告不要の制度を合わせて考える必要がありますが。世界中、どの国をみても、利子所得の情報を税務当局が取っていないのは日本だけです（資料一二ページ）。

このときに一つ注意すべき点は、利子所得について全部名寄せできるようにするのだったら、総合課税にすべきではないかという議論が出てくると思います。今までは、総合課税は、「利子所得を全部名寄せするなんてできません」ということでおさまっていたのですが、それがなくなるわけです。

私は金融所得は分離して一体課税にすべきだと前から提言しており、総合課税には反対です。世界の流れも、金融所得は分離課税です。

興味深いのは、維新の会の政策です。維新の会の維新八策には、「国民総背番号制で所得・資産（フロー・ストック）を完全把握」と書いてあります。もともと維新八策は資産を完全に把握することを掲げ、資産への課税強化を訴えています。これはどういう背景があるのかわかりません。実は、金融資産も実物資産も、ストックの情報をとっているという国はオランダぐらいです。アメリカもイギリスも金融資産残高は番号付きで情報を取っていません。このあたりをもう少し冷静に議論する必要がありそうです。

四、金融税制の課題

（金融所得一体課税の課題）

次の課題は金融所得についてです（資料一三ページ）。

証券関係者の方々には余り評判はよくないと思いますが、優遇税率が二〇一三年末に廃止になる。一〇が二〇になる。そうすると税率がそろうので、長年の課題であった、損益通算、一律税率での課税という金融税制の一元化が見えてくるので、それを進めていく必要がある。その際には、「金融所得」という所得区分を作って、金融所得に必要な「経費」を控除できるようにする。そういう作業が同時に必要だと思います。そうすることによって、豊富な個人の金融資産の活用が可能となる

（損益通算の重要性）

ちょっとここでお時間をいただいて、なぜ損益通算がいいのか。シャウプ勧告の前文で、「重要な部分は、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除することである。」と書いてあります。資料一四ページはDomerとMusgraveの教科書からの引用ですが、今手元に百の資本があったとします。うまくいけば二百、二倍になる。失敗すればゼロになる。こういう投資機会があった。確率は五割五割だとします。そうすると、二百になる可能性とゼロになる可能性で、平均値は百です。これにシャウプの言うような譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除する税制を、例えば税率を五〇％として入れたらどうなるかということをここに書きました。二百になると譲渡所得は百で、五十が税金ですから、投資家に残る税引き後は百五十になります。

損した場合にはマイナス百ですが、これは他の所得と通算をしてくれるので、五十返ってくるということです。そうすると税引後は五十となります。この場合確率は五〇、五〇ですから、平均値は同じく百です。

そういう税制を入れる前と入れた後はどこが違うかというと、税導入後の方が分散が小さいということです。ゼロか二百かではなく、五十か百五十かと分散が小さくなる。だから全額課税の全額控除方式は、リスクテイクがしやすくなる税制ということです。

ここに損益通算の重要性があります。

（金融所得確認システム）

これ（資料一五ページ）は、先ほど言っていました所得確認システムといって、利子所得と株式譲渡損失が相殺できるようになった場合に、今の制度のままだと異なる金融機関同士の損益通算は税務署に行く必要があるわけです。そこで、金融所得確認システムを作って番号で名寄せできれば、特定口座申告不要制度の中で銀行と証券の異なる金融機関の所得を相殺できるようにできるわけです。

五、日本版ＩＳＡ？日本版ＩＲＡ？

（課題の多い日本の公的年金・企業年金）

次はＩＳＡです。これは一〇％から二〇％に上がる激変緩和措置として暫定的に用意されているものですが、コストもかかるし、五年で終わるので投資効率性も悪い。私は、それにかえてもっと本格的な個人型の年金非課税制度（日本版ＩＲＡ）を導入すべきではないかと提言してきております。詳細は、金融財政事情から「日本版ＩＲＡ」という本を出していますので、ご参照ください。

その理由は三つです。第一に、年金のあり方論として、現行の企業年金には、公平性や利便性の問題、さらには税制優遇に大きな問題があります

（資料一六ページ）。その結果、個人型確定拠出年金制度（401k）はほとんど普及していない。また、個人型という形で税制優遇の積立型年金を創設することは、世代間不公平の緩和に幾分か役立つわけです。

もう一つは、財政論です。社会保障の効率化を進めていく必要がありますが、そのためには、自助努力型の年金を導入することによって、年金制度の効率化につなげていくことが可能となります。

さらに、経済活性化対策です。日本には一四〇〇兆円の個人金融資産があり、その殆どが国債に向けられていますが、米国の事例のように、ＩＲＡに制度移行することで、これをリスクマネーに向けさせる起爆剤とすることができます。

現在の日本の年金制度は、国民年金、厚生年金、企業年金の「三階建て」構造ですが（資料一七ページ）、私の提唱するＩＲＡはそれに上乗せする「四階」の私的年金です。現行企業年金制度は、所轄官庁が分散し、縦割りで、極めて複雑な制度構造で、税制もパッチワークで整合性は取れていない。また、企業年金のポータビリティ（制度間の資産の移管可能性）の問題、企業規模や雇用形態の違いによる不公平といった問題が山積しています。こうした問題を解消する目的で401kが導入されましたが、加入者は企業型で二〇〇万人、個人型で一〇万人以下とまったく普及していません。こうなった最大の原因は、日本の年金税制にあります。

年金税制は、⑴拠出時、⑵運用時、⑶給付時、の三つの段階で見るのですが、日本の年金税制は、入り口では社会保険料控除、出口では公的年金等控除があることから、拠出時も運用時も給付時も課税が免除（給付時は事実上）されている、

世界に類を見ない方式となっています。欧米はどの国でも拠出と給付の必ずいずれかで課税しています（資料一八ページ）。

こうした税制である故に、401kを含めた諸々の企業年金が、所得税の課税ベースを浸食している、そこで税制当局としてはこのような税制を持つ個人型・企業型の401kの商品性を改善したくない、ということになるのです。公的年金の非課税は別として、企業年金の税制優遇は、あまりにも寛大で、本来そこを直して401kを使いやすくすることが本筋ですが、なかなか既得権は直せない。

欧米諸国では二〇〇〇年を境に、公的年金への財政投入を制限しつつ、自助努力型の年金を促進する動きが出ています。その一つの例がドイツのリースター年金です（資料一九ページ）。公的年金に注力しすぎると財政が破綻する、公的年金に税金を吸い込むのではなく、私的年金を設けてそれに対して税制優遇をした方が効率的だということで、〇二年に私的年金としてリースター年金が導入されました。英国もブレア政権の下、二〇〇一年にステークホルダー年金という私的年金が導入されました（資料二〇ページ）。米国にはＩＲＡがあります。

私はこのような理由から、米国のＩＲＡを参考に、個人年金（日本版ＩＲＡ）を四階部分として構築することを提言しています（資料二四ページ）。

これ（資料二二ページ）は平成二十二年、金融庁で金融税制調査会というのがありました。私もこれの委員だったので、金融庁に提出した日本版ＩＲＡの概要です。これは金融庁のホームページにも載っています。

六、金融資産・金融取引への課税は？

（資産課税の議論）

長くなりましたが、ここから資産課税の話をやらせてもらいます（資料二五ページ）。

資産課税といってもいろいろあります。

「相続税や贈与税のように資産の移転にかける税」。今度、相続税は増税になり、贈与税は軽減される予定です。

固定資産税は、地方税なのでいろいろ地方分権の中で議論される可能性があると思います。軽減措置の縮小という拡充の方向で議論が進むと思います。

金融税制としては、「利子・配当・キャピタルゲインを課税対象とする資産性所得税」、「取引に課税する金融取引税」、それから「銀行に課税する銀行税」といったものもあります。これは現実にイギリスが導入しています。

資産課税の議論の背景は、国内的には格差社会への懸念ということです。所得格差は努力の結果だから仕方がないにしても、その所得格差を世代を越えて定着させるようなことはまずい、階層社会になるのではないかということで、資産に対して課税する。あるいは、所得の課税漏れがあったりして、資産にも課税すべきではないかということも出てきています。

もう一つ、社会保障・税一体改革の議論の中で、消費税ばかり上げるのではなくて、資産税で少し財源を調達したらという議論が出てきていました。実は、この流れが維新の会に行っているのではないかと思います。消費税を上げなくていいというのもまた一つのイデオロギーです。では、

どうするのだと言われたときに出てくるのが資産課税です。これは論理的ではないかもしれません。しかし、現実にこの声が大きくなる可能性はあります。

以上は、わが国での議論の背景ですが、注意すべきは国際的な流れです。前からありますのはトービンタックス、投機を抑制するということです。これは三年前税制調査会専門委員会で、当時の副大臣が、日本でもトービンタックスを考えようということで議論して、最終的には航空連帯税の提言になりました。

もうひとつ、リーマンショック、ギリシャショックへの対応として、公的資金が金融機関に投入され、救済されたので、その分を負担すべきという議論で、ヨーロッパでは根強いものがあります。

一枚紙をお手元に配っていますが（資料二七ページ）、「英国銀行税」というのが一番上に書いてあります。これは金融機関のバランスシートに課税するのですが、この理由として、金融危機のコストが国民にかかったので、コンペンセーションという形で英国銀行税が導入され、既に日本の金融機関にも適用されているわけです。

もう一つ大きな背景があります。こちらのほうが重要な話になるかと思います（資料二五ページ）。金融取引には付加価値税がかかっていない。金融機関に金融取引の付加価値があることは間違いないですが、（なければ銀行員の給料が払えない）。貸出金利と預金金利の差額がそれですが、預金者の中には個人もいるし個人事業主の方もいる。その振り分けが難しいので、技術的に課税できないとされてきました。

世界的に見て、金融取引に付加価値税を課している国が一カ国だけあります。ニュージーランド

です。法人や個人事業主を登録させて、金融取引に付加価値を課税しているのです。

金融機関としては、課税してもらった方が、設備投資にかかる付加価値税を控除できるのでいい、という意見もあります。

いずれにしても、金融取引に本当に課税できないのか。付加価値があるのに課税できないなら、金融取引や金融機関自体に代替的に課税できないか、これがずっとヨーロッパにある議論で、銀行資本税とかになっていったわけです。これから話しますフランスの金融取引税の一つの背景にもなっている。リーマンショックのときの公的資金のコンペンセーションとあいまって出てきていると思います。

フランスでは、サルコジ大統領が導入し、オランドのもとで実際に適用されている金融取引税があります。ＥＵ委員会も欧州金融取引税を提案しています。ＥＵ金融取引税というのができた暁には、税収がＥＵの独自財源になるので、事務当局は積極的といわれています。加盟国のコンセンサスベースなので、英国などの反対があればできませんが。

（結論）

結論になるのですが（資料二六ページ）、こういうように資産課税の議論は導入の目的に強い政治的な背景がある。フランスの金融取引税を見ても、執行可能性が十分詰まっているとは言えないまま執行されている。税制は、公平・中立・簡素が原則で、執行がきちんと行われることが大前提です。

今後、我が国でも資産課税の議論が始まる可能性があります。ＩＭＦなどでも議論されており、そういうところに日本が飛び込んでいけば、この

議論に乗らざるを得ないかもしれません。

私は、まずわが国においては、損益通算の範囲を拡大して、リスクテイクができるようにしつつ、金融所得課税を二〇％にそろえる。それを優先すべきではないかと考えております。

銀行憎しとか、投機を無理やり抑制するという単純な考え方で税制を考えることは避けるべきだと思います。日本の税制当局も、今のところはこういう考え方ではないでしょうか。

以上で、私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

東理事長　ありがとうございました。これで今月の資本市場を考える会をお開きにさせていただきます。

改めて森信先生、本日はどうもありがとうございました。（拍手）

（もりのぶ　しげき・中央大学法科大学院教授）

（本稿は、平成二四年九月十四日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

森　信　茂　樹　氏

中央大学法科大学院教授・(社) ジャパンタックスインスティテュート所長、
東京財団上席研究員、政府税制調査会専門家委員会特別委員、
学位　法学博士（租税法）

略　　歴

1950年	広島市生まれ
1973年	京都大学法学部卒業、大蔵省入省
1979－1980年	東京国税局　茂原税務署長 関税局、国際金融局、銀行局の課長補佐を歴任
1981－1983年	在ソ連日本大使館　一等書記官
1983－1985年	在ロスアンジェルス総領事館　領事
1988－1991年	ロンドン駐在大蔵省参事（輸銀出向）（兼国際金融情報センターロンドン事務所長）
1991年	大臣官房企画官（証券局）
1992年	証券局　調査室長
1993年	主税局　調査課長
1995年	主税局　税制第二課長
1997年	主税局　総務課長
1998－2001年	大阪大学法学研究科教授（租税法、租税政策）
2001年	東京大学法学政治学研究科（ビジネスローセンター）客員教授(兼務)
2001－2002年	財務省財務総合政策研究所次長、政策研究院大学、客員教授
2003－2004年	東京税関長
2004年	プリンストン大学客員研究員・講師、コロンビアロースクール客員研究員
2005年	財務省財務総合政策研究所長
2006年	財務省退官、中央大学法科大学院教授、 (社)ジャパンタックスインスティテュート設立
2007年	東京財団上席研究員

(著書)
「消費税、常識のウソ」(朝日新書　2012年) 近刊
「日本の税制　何が問題か」(岩波書店　2010年)
「抜本的税制改革と消費税」(大蔵財務協会　2007年)
「日本がよみがえる　租税政策」(中公新書　ラクレ2003年)
「わが国所得税課税ベースの研究」(日本租税研究協会　2002年)
「日本の税制」(PHP 新書　2001年)
「日本の消費税」(納税協会連合会　2000年)
「大学教授物語」(時評社　2000年)
「欧州金融新秩序」(日本経済新聞社　1991年)
「ソ連経済最新事情」(東洋経済新報社　1983年) 他

(共著)
「マイナンバー」(金融財政事情研究会　2012)
「どうなる？どうする！共通番号 」(日本経済新聞出版社　2011)
「金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案」金融財政事情研究会　2010)
「給付つき税額控除」(中央経済者　2008年)

一体改革後の税制の課題
金融証券税制を中心として

日本証券経済研究所講演
中央大学法科大学院教授
森信茂樹

1

課題

- 消費税引上げ―残された課題・逆進性対策
  - 軽減税率か給付付き税額控除か
  - 給付付き税額控除とはどんなものか
- 年末にかけての課題は、所得税増税と相続税増税
  - 住宅減税・自動車減税
- 金融税制の課題
  - 金融所得一体（課税金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式を変更）
- 日本版ISA？日本版IRA？
- 金融資産、金融取引への課税は？

2

3党協議（その１）

・所得税について

最高税率の引き上げなど累進性の強化に係る具体的な措置について検討し、その結果に基づき平成25年度改正において必要な法制上の措置を講ずる。

具体化に当たっては、今回の政府案（課税所得5000万円超について45％）および協議の過程における公明党の提案（課税所得3000万円超について45％、課税所得5000万円超について50％）を踏まえつつ検討を進める。

・資産課税について

相続税の課税ベース、税率構造等、および贈与税の見直しについて検討し、その結果に基づき平成25年度改正において必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を付則に設ける。

具体化に当たっては、バブル後の地価の大幅下落等に対応して基礎控除の水準を引き下げる等としている今回の政府案を踏まえつつ検討を進める。

3

3党協議（その２）

・消費税率引き上げの検討課題について

給付付き税額控除の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含めさまざまな角度から総合的に検討する。また、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含めさまざまな角度から総合的に検討する。

簡素な給付措置については、「消費税率（国・地方）が8％となる時期から暫定的・臨時的な措置として実施する。（略）

住宅の取得について十分な対策を実施する。自動車取得税および自動車重量税については抜本的見直しを行う。

4

軽減税率の問題点

①　再分配政策としての効果

高額所得者にもメリットが及ぶので再分配政策としての効果は乏しい。

②　制度執行コストの増大等

制度の簡素化、経済に対する中立性、事業者の事務負担、税務執行コストが増大する。

③　標準税率の一層の引上げ（財源）

軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ない。

5

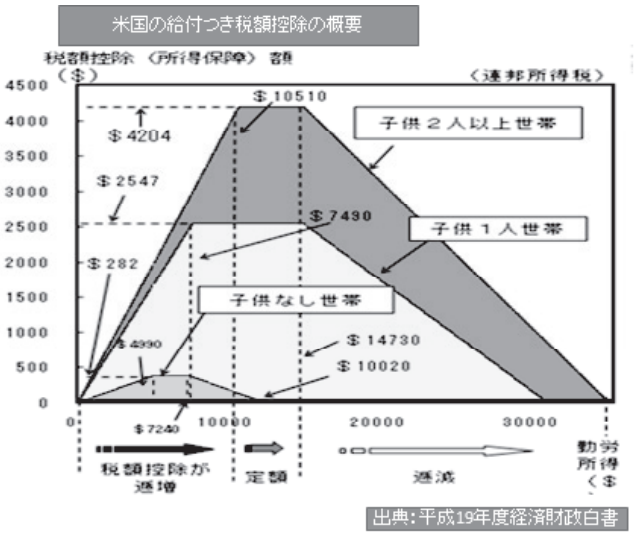

出典：平成19年度経済財政白書

6

給付付き税額控除の４類型

第１類型―勤労税額控除（EITC)。クリントン、ブレアのワークフェア思想。勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援する。オバマのMWP税額控除。

第２類型―児童税額控除（CTC）。世帯人数に応じ税額控除。母子家庭の貧困対策・子育て支援による少子化対策に有効。

第３類型―社会保険料負担軽減税額控除。低所得層の税負担・社会保険税負担を緩和。還付・給付はなし。オランダ

第４類型―消費税逆進性対策税額控除。消費税率引上げによる逆進性の緩和策として導入。基礎的生活費の消費税率分を所得税額から控除・還付

7

カナダの逆進性対策税額控除(2010年）

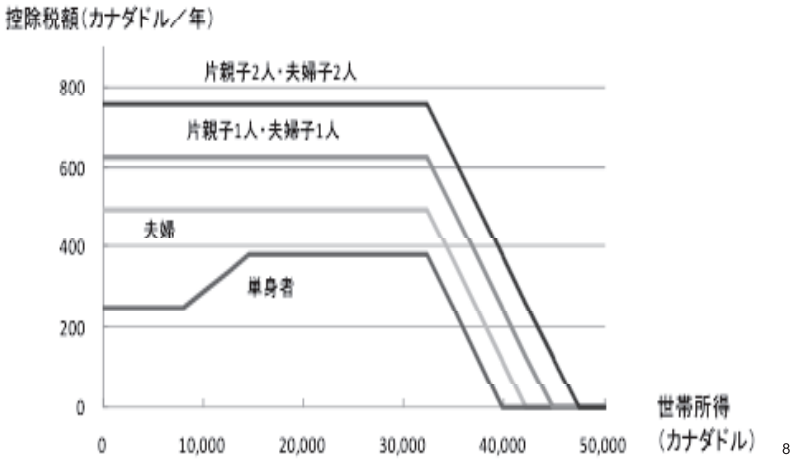

8

所得階級別消費税負担割合
（軽減税率と給付付き税額控除）

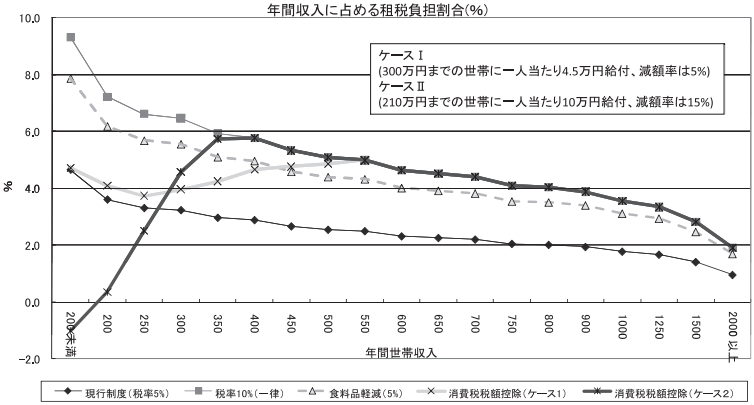

出典：「平成21年全国消費実態調査」(総世帯)より推計

9

給付付き税額控除の課題

不正受給、社会保障・税共通番号（マイナンバー）の必要性

（1）米国不正受給の多い原因は、制度の複雑性にある。カナダ型のシンプルな制度は不正の問題が少ない。

（2）申告(米国）ではなく申請（英国、カナダ）に

（3）適用除外ー一定以上の資産・資産性所得がある者を適用除外するためには、源泉分離課税となっている利子所得などを名寄せ・把握できるよう申告分離課税に改める必要がある。

（4）執行官庁は？

10

「簡素な給付付き税額控除」

	カナダ型	オランダ型
メリット	・仕組みが簡単 （現行の児童手当と変わらない） ・勤労税額控除などの応用が可能	・給付がないので抵抗が少ない ・勤労者への集中支援となる
デメリット	・給付のための事務負担 ・高齢者の排除が難しい	・税と社会保険料の一体的運営に手間がかかる ・生活保護などとの整合性がとりにくい

11

諸外国の資料情報制度（個人）

			日本	アメリカ	イギリス(注3)	フランス	スウェーデン
フロー	金融所得	利子	×(注1)	○	○	○	○
		配当	○	○	○	○	○
		株式譲渡	○	○	○	○	○(注4)
	事業所得		×	×	×	×	×
	給与所得		○	○	○	○	○
	不動産譲渡		○	○	○	○	○(注4)
	国内送金、預金の入出金		×	○	×	×	不明
	海外送金		○	○	×	△(注2)	不明
ストック	金融資産	預貯金口座開設	×	△(注2)	×	○	×(注5)
		株式保有	×	×	○	×	
	不動産		×	×	×	×	
	貴金属		×	×	×	×	
	海外資産		×	○	○	○	

出典：OECD "Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series"ヒアリングに基づき作成

注1：源泉分離課税、注2：但し、記録保存義務あり。当局から要請があれば開示。
注3：イギリスにおいては、法定資料提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
注4：報告対象はいずれも売却価格である。
注5：2008年を最後に富裕税が廃止されたことから、貯蓄残高等、従来報告対象とされていた情報の提出義務がなくなった。

12

金融所得一体課税の課題

（1）国民が資産形成のために利用する金融商品を個別に法律で規定し一体化を進める。優遇税率廃止(2013年末)に合わせて、利子所得等の一体化の工程表を作成する。利子所得の課税方式の変更（利子所得の源泉分離課税を申告分離課税に変更）が必要

（2）世界に誇る課税インフラである「特定口座」の活用一異なる金融機関同士でも損益通算できるためのシステムの構築（金融所得確認システム）

（3）「金融所得」概念の創設と「金融所得」に対する経費概念の確立

（4）金融資産1500兆円の活用のため、一体課税を前提とした、老後の資金を自助努力で形成するための新たな税制（拠出時課税・引き出し時非課税）の構築
(日本版IRA)　問題の多い日本版ISA。

13

投資家がリスクを取れるようにするには税率より損益通算が重要

・シャウプ勧告前文（昭和24年）

「重要な部分は、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除することである。」

平均値は同じ、分散が異なる

Domer and Musgrave"Proportional Income Taxation and Risk-Taking"（1944）

14

金融所得確認システム

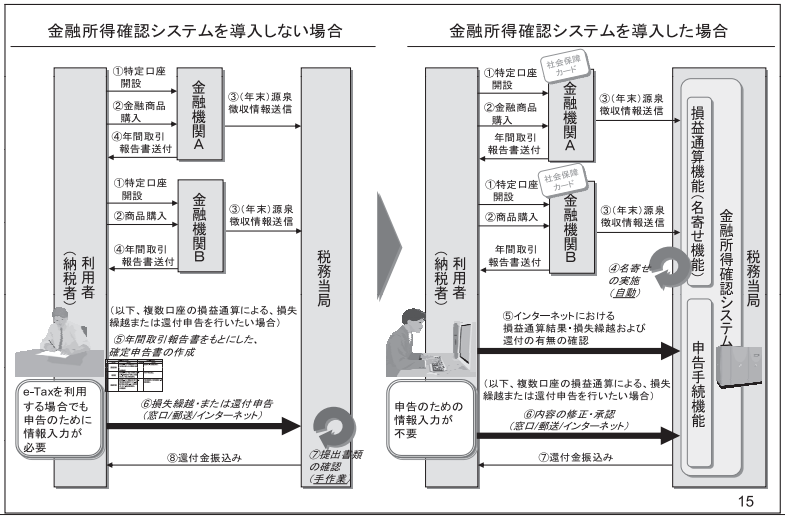

15

課題の多い公的年金・企業年金

- さまざまな問題を抱える公的年金・企業年金

  公的年金ー マクロ経済スライドを通じた給付額の抑制、人口減少による持続可能性の問題

  企業年金ー 制度間の資産の移管（ポータビリティ）が限定的、企業間・雇用形態間における公平性の問題、所管が複雑で、制度によって税制上の取り扱いなどが異なる。企業倒産リスクの高まり。AIJ問題
- 普及しない個人型確定拠出年金制度（日本版401k）
- 普及しない原因は商品性のなさ。その原因は、わが国の優遇すぎる年金税制にある
- 今後、退職年齢の引上げに伴う年金空白期間の可能性、公務員共済年金域加算の廃止・・
- 新たな個人年金（日本版IRA)の創設を

16

現行制度のイメージ

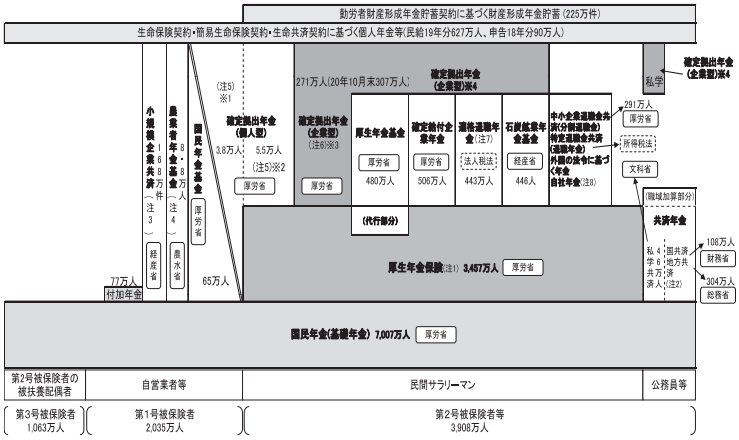

17

先進国の年金税制比較

	米国 (※1)				日本 (※2)			イギリス (※2)	ドイツ (※2)	フランス (※2)
	公的年金	401k	通常型IRA	ロスIRA	公的年金	日本版401k	その他の企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金等)	公的年金	公的年金	公的年金
(課税方式)	(TEE)	(EET)	(EET)	(TEE)	(EEE)	(EEE)	(EEE)	(TET)	(EET)	(EET)
積立時	課税	非課税	非課税	課税	非課税	非課税	非課税	課税	非課税(※4)	非課税
運用時	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	非課税(※3)	課税	課税	非課税	非課税	非課税	非課税	課税	課税(※5)	課税(※6)

18

財務省資料をもとに筆者作成

ドイツ・リースター年金

- 積み立て方式の企業年金・個人年金で、任意加入。
- 保険料負担と年金給付額の抑制を行い、給付水準の低下を補うことを目的として2002年に導入。
- 公的年金加入者とその配偶者を対象とし、加入者は、適格商品である年金保険、銀行保険、投資信託などの選択をして契約する。

税制支援—EET型（積立時・運用時非課税、給付時課税）

- 拠出時に助成措置（助成金と所得控除）、支給時に元本保証。助成金には、加入者本人に対して支払われる基礎助成と、世帯単位で子供一人に対して支払われる児童助成の2つ。上限は、2008年以降は最大で154ユーロ、児童助成は子供一人当たり185ユーロ（2008年以降は300ユーロ）。
- 本人拠出と助成金を組み合わせた積立金は、拠出時非課税、運用益も非課税、支給時に所得税率に応じて課税される。年間拠出上限額を超える拠出も認められ、それも運用益は非課税、給付時は半分が非課税。
- 積立限度額は、所得の1%から4%(2008年)に段階的に引き上げられ、賃金代替率は4－8%が見込まれている。

19

英国・ステークホルダー年金

- ブレア政権の下で2001年に導入された、全国民を対象とし、企業年金の持つ経済性・安全性と個人年金の持つ柔軟性を組み合わせた、確定拠出型の年金。政府が年金の枠組み・最低基準を設定、運営は民間（官民役割分担）。
- 対象者は、被用者のみならず自営業者、企業年金を提供していない事業主、企業年金だけでは不足する中所得の被用者も加入することができる

税制支援—拠出時・運用時非課税、給付時課税のEET型。退職時に積立金の25%まで非課税。一時金として受け取ることも可能。

2012年からは、国民の自助努力による新たな個人年金勘定（personal account）の導入を柱とした新年金制度「NPSS（national pension savings scheme）」が導入される予定。NPSSは、被用者が自動的に加入させられ、「税引き後」給与の8%を毎月拠出、私的年金へのシフトを目指すもの。

- 企業年金や個人年金加入者に、公的年金の付加年金の適用除外（脱退）を認め、企業年金・個人年金に付加年金相当部分の給付を代替させ、その分だけ公的年金の保険料が免除される制度が導入されている。

20

（図表）私的年金の対ＧＤＰ比（２００７年）

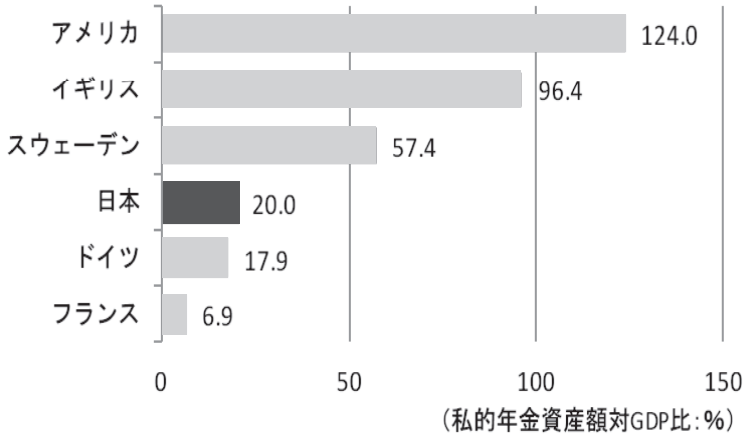

（出所）OECD Global Pension Statistics and OECD estimates

21

日本版IRA（個人型年金非課税制度）金融税制研究会　平成22年8月金融庁金融税制調査会提出資料

項目	内容
目的	•国民が国や企業に依存せず、自助努力で資産形成することを税制面から支援。 •個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消。 •企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化（正規・非正規）にも対応。 •国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置。
適用対象者	•国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上65歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一律に適用。
運用方法・対象商品	•金融機関に専用の口座を開設。 •金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする。
適用要件	•5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み。 •上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施（医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く。）
課税方法	•拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型（Tは課税、Eは非課税）。 •個人年金勘定において拠出をした金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税。
拠出限度額	•年間120万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能。
導入時期	•金融機関等におけるシステム開発期間を鑑みて、2012年以降を目途。
課題	•現行の3階部分の個人単位の年金制度と新制度の関係整理。 •現行の3階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的かつ現実的な工程表の作成。 •年金原資を現在価値で新制度に移管できる仕組み等資産移行を円滑に進める方法の検討。 •拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要。

22

3つの利点

1、国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援する制度で、老後の生活に対する不安の解消に資する。

2、わが国の豊富な個人金融資産を経済活性化に活用 (金融所得一体課税・金融所得確認システム)

3、個人単位で資産を管理するため、企業倒産による影響やポータビリティの問題は発生しない。企業間や世代内の不公平の問題は発生せず、雇用形態の多様化(正規・非正規等)にも対応しやすい

23

日本版IRAのイメージ図
(平成22年8月4日金融庁金融税制調査会提出資料)

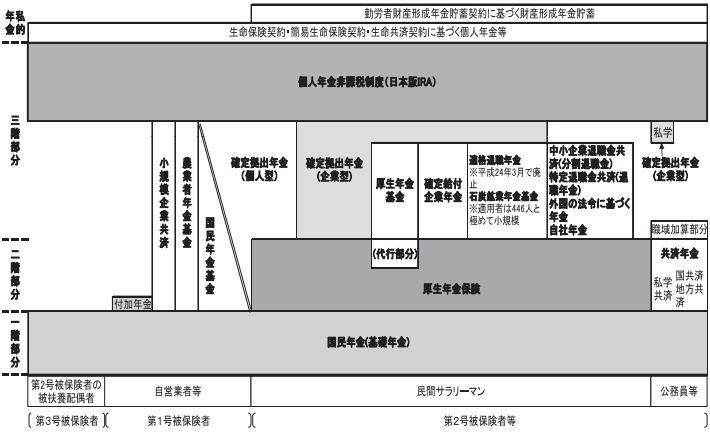

金融税制研究会作成

24

資産課税の議論（1）

1、多様な資産課税
- 相続税や贈与税のように資産の移転にかける税
- 固定資産税や富裕税のように資産の保有にかける税
- 利子・配当、キャピタルゲインを課税対象とする資産性所得税
- 取引に課税する金融取引税など課税根拠や経済効果が異なる

2、資産課税議論の背景

（国内的な理由）
- 第1に、格差社会への懸念である。努力して富を築くのはよしとしても、そのことが次の世代にまで持ち越せば、社会は階層化し活力は損なわれる。
- 第2に、社会保障・税一体改革の議論では、高齢化の経費の財源は消費税、加えて資産課税強化も考えるべきではないか。消費税率の引上げ圧力を削減。維新の会？

（国際的な理由）
- 国際的な金融投機への抑制策としての課税（トービンタックス）の議論
- リーマンショック、ギリシャショックへの対応として公的資金が金融機関に投入され救済されたことへの対価としての金融機関への課税強化論
- 付加価値税(消費税)が課せられていない金融取引への代替課税
- フランスのサルコジ大統領が本年8月からの金融取引税導入を。オーランド政権でも継続。EUレベルでも導入に向けての議論が行われている。

25

資産課税の議論（2）

- 導入目的に強い政治的な背景がある。フランスの金融取引税を見ても、執行可能性が十分詰まっているとはいえない。税制は、公平・中立・簡素が原則で、執行がきちんと行われることが大前提である。
- 今後わが国でも資産課税の議論が始まると考えられるが、十分吟味した冷静な議論が必要。
- まずは、現在10%に軽減されている配当と株式譲渡益の課税について、2013年末の期限切れ後に金融所得の一体課税と合わせて20%の税率に戻すことを優先すべきではないか。
- 銀行憎し、投機をむりやり抑制すべし、といった単純な考えで税制を考えることは避けるべき。

26

（金融機関に対する課税の類型とその課税に関して提起されている議論）

課税の類型	税の趣旨	具体的な事例	全世界規模で導入された場合について ＜ポジティブな見解＞	全世界規模で導入された場合について ＜ネガティブな見解＞
①金融機関のバランスシート(負債等)に課税	・金融機関の高レバレッジを抑制 （預金等を除外し、短期の資金調達を抑制することも可能） ・金融危機のコストを金融機関側に負わせる	・**英国銀行税**（預金や資本等を除いたものに課税）	・金融危機のコストを金融機関に負わせることは適切。［英国財務省］ ・（預金等を除外する場合）銀行の短期の資金調達への依存を是正する効果がある。［英国財務省］	・資産圧縮による急激な与信能力低下を招き、景気に悪影響を及ぼす。 ・金融機関がB/Sを圧縮する中で、B/Sを膨らませる貸出が削られ、B/Sに影響しないデリバティブ取引にシフトおそれがある。
②金融機関の利益・報酬に課税	・金融活動の生み出す価値の多くは、付加価値税の対象外となっていることを踏まえ、擬似的に負担を課す ・金融危機のコストを金融機関側に負わせる	・廃止された**英国のBank Payroll Tax**（金融機関の支払う報酬・給与に課税） ・**東京都銀行税案**（業務粗利益に課税）	・金融サービスの多くは付加価値税の対象外となっていることを踏まえると、他の部門と同様に負担を課すことで、税務上の理由のみから金融部門が肥大化することを抑止できる。［ＩＭＦ財政局長］ ・（金融機関の報酬等に課税する場合）金融機関の過剰なリスクテイクを抑制することに繋がる。［大和総研］	・利益に課税するのは、資本積み増しにより金融システムを強化するという方向性に逆行。［英国銀行協会］ ・金融機関の株主・従業員・顧客に広く転嫁される。この結果、雇用や賃金への悪影響により、経済全体に悪影響を及ぼす。［英国銀行協会］
③金融取引そのものに課税	＜株式・債券等取引＞ ・投機的な取引を抑制	・提案されている**欧州金融取引税** ・廃止された我が国の**有価証券取引税**	・投機が実体経済にもたらす悪影響を抑制できる ・特に、市場を歪めるＨＦＴの活動を抑制する効果がある。［ロイター、ＦＴ］	・金融取引税の多くが、最終消費者に転嫁される。［ＩＭＦ］ ・金融に限って、利用者にコスト負担を求めることは不適切（米政府がＧＭを救済しても、シボレー購入者に課税しようという議論にはならない）。［ＩＭＦ財政局アドバイザー］
	＜外国為替取引＞ ・投機的な取引を抑制	・導入実績なし （学説上は**トービン税**が有名）	・取引額や頻度が多いと負担が増えることから、担税力のある投機家が主に負担することになる。［政府税調専門家委員会］ ・投機的な通貨取引を抑制する効果があり、市場の安定が図られる。［ＯＥＣＤ開発センター］	・投機的取引と短期の貿易金融などを区別することは不可能であり、経済活動に悪影響を及ぼす。［2001年7月Ｇ７財務大臣報告書］ ・重い負担を課しても、大きな為替変動があれば、急激な資本の動きを抑制できない。［2001年7月Ｇ７財務大臣報告書］ ・取引が抑制され、流動性が減少することにより、ボラティリティがむしろ増大し得る。［2001年7月Ｇ７財務大臣報告書］